

令和4年度 第3回文化財保護審議会議事録

日 時：令和5年1月18日（水）午後1時30分～午後3時

場 所：豊田市役所南庁舎5階 南51会議室

出席者：委 員 田中祥雄会長、後藤嘉寿美副会長、阿部和俊委員、岩田敏也委員、岡本大三郎委員、加藤真司委員、北村和宏委員、永田研委員、白鳳明人委員、水野功委員、山口薫子委員

事務局 南良明部長、森泰通専門監、児玉文彦課長、梅村美紀子副課長、伊藤達也副主幹、高橋健太郎博物館準備室長、村田眞宏博物館準備室参与、伊藤智子市史編さん室長、久野雄二担当長、鈴木なつみ担当長、都筑正敏民芸館館長、森友義民芸館担当長、木原主査、川辺主査、

欠席者：委 員 佐久間章郎委員、水野半次郎委員、渡邊健二委員

資 料：令和4年度 第3回文化財保護審議会

＜資料＞（【資料1】～【資料3】）

議事録署名：岩田敏也委員、山口薫子委員

- 1 生涯活躍部長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

（1）新博物館開館に伴う令和5年度組織と施設運営について

事務局：説明【資料1】

〔意見・質問〕

委員：課が別れると、お互いの連携がどうなるのか。文化財保護審議会も、博物館運営協議会も、お互いに関連しあっているはずだが、表で見ると完全に独立している組織に見える。その辺を教えてほしい。

事務局：ここで完全に別れるのではなくて、密接にそれぞれ情報共有しながら関わりあっていく。博物館運営協議会に、現在の文化財保護審議会のメンバーから一人入ってもらうなど、検討中である。当然、博物館運営協議会で文化財のことが出るときには、文化財保護審議会にも報告をしていくというような流れになる。

委員：文化財保護審議会の代表者が出席するという形か。

事務局：まだ博物館運営協議会のメンバーが固まっていないが、そのような方向で検討している。

委員：文化財などについて審議する必要があるれば、こちら（文化財保護審議会）のほうに審議の依頼が来るという形か。

事務局：はい。当然文化財指定については、文化財保護審議会の案件になるので、文化財

保護審議会で検討することになる。これで事務分掌規則を改正していくので、分課して事務の効率をよくするというので、まずそれを行う。実務的な部分はお互い連携し、情報共有しながら、しばらくは一緒に協力してやっていく業務もあると思う。

事務局：実際の事例についてお話する。文化財保護審議会というのは、文化財保護法で位置づけられている。博物館協議会というのは、博物館法で位置づけられている。どちらも行政が諮問したり協議したりするための、法律上の位置づけがある組織である。例えば美術館は博物館法に基づいて美術館運営協議会というものがあり、博物館も博物館運営協議会を立ち上げていく。実際に他自治体の状況を申し上げると、文化財保護審議会の委員が博物館側の協議会にかかわっている自治体と、そうではない自治体がある。どちらにしていくかはこれから整理していく。実際の業務については、文化財課と博物館という関係性の中だけでいうと、例えば指定業務は文化財課の業務になる。ただ、指定業務にかかわる両所属の個別の学芸員にひもづく専門性が必要な業務では、それぞれが連携しながら取り組んでいくことになる。

委員：収蔵庫について。大河原（旧足助資料館大河原分館）と稲武（旧田口高校）と棒の手（会館）の収蔵庫の所管というのは資料には出てきていないが、所管施設ということで間違いないか。

事務局：資料には市民利用に伴う施設を提示している。現在の文化財課は、それ以外にも、業務用に必要な施設として文化財倉庫などを所管している。文化財倉庫については、まだ調整中ではあるが、稲武・大河原など、主に民具を収蔵しているものは博物館で所管していく。一方で、埋蔵文化財の収蔵庫になっている保見文化財倉庫は、埋蔵文化財保護事務そのものが、文化財保護行政事務との関係性が強いというところがあり、他自治体の事例も踏まえ文化財課が所管する。

委員：組織について、文化財課と博物館と美術館が横に並ぶのは納得できるが、運営協議会と審議会はそもそも質が違う。このように並べるものではない気がする。また、美術館・博物館・文化財課が並ぶのは問題ないが、なぜ美術・博物室の下に文化財課が入っているのか。なぜ美術・博物室という名称になったのかをお聞きしたい。さらに、資料1（3）で、民芸館の所管施設として入っている陶芸資料館とは何なのかお聞きしたい。

事務局：陶芸資料館は、文化財施設条例の別表にある豊田市陶芸資料館（さなげ古窯本多記念館）のことであるが、私共の中では民芸館に含めて話すことが多いため、資料には掲載しなかった。民芸館の事務所の反対側の部屋に陶芸資料館（さなげ古窯本多記念館）という展示施設があり、これを指している。

事務局：美術・博物室について。市の色々な会議の中で揉んできた結果を受けて、行政管理をする部署がつけた。博物館ができるこの機会をとらえて、豊田市の「ミュー

ジウム」を施策として明確に打ち出していこうという動きのなかで、本日まで説明した民芸館の話があり、その政策を示すものとして、この美術・博物館というのが前提としてあった。

では、生涯活躍部の中で、文化財課はどちらの室に所属するのか。これについては博物館が地域博物館としての側面も持っており、文化財課と緊密な連携を持って業務を行う必要があると考えているため、組織体としては美術・博物館に入る、という考え方でいまの整理に至っている。

事務局：併せて、委員からお話のあった「文化財保護審議会」と「博物館運営協議会」の優位性について。これらについては、どちらの課が上というのがないのと同じように、協議会・審議会もどちらが上ということもなく、それぞれが行っている業務の違いが、位置づけの違いに表れているということになる。

委員：遺漏なきよう進めていただきたい。

(2) 博物館整備に関わる事業進捗の報告について

事務局：説明【資料2】

〔意見・質問〕

委員：今日現場に行っていたいで、質問等をお願いしたい。国道とのとりつけの問題、それから美術館との連携、いろいろ課題はあるが、ご質問がありましたらお願いします。

委員：建物の建築工事はいま何パーセントくらい進んでいるのか、その辺を教えてください。

事務局：12月末時点で大体4割弱ほど進んでいる。

委員：4割というのは予定通りなのか。進んでいるのか遅れているのか、その辺はどうか。

事務局：全体で申し上げますと、この前の夏のコロナの影響などがあり、いまスケジュールを調整している。令和6年春の開館そのものは影響なく進められる予定だが、また状況が明確にでき次第、ご報告申し上げます。

委員：わかりました。

事務局：この件は現地で質問していただくということにする。

4 報 告

(1) 拳母まつり保存会からの報告について

事務局：説明

〔意見・質問〕

委員：事故としての処置は警察のほうでおやりになる。私たちは文化を後輩に伝えてい

く。懸案である各山車の共通事項でしっかりと注意をしたい。加えて山車の上で踊りたくる件もある。なかなか遅々として進まなかったが、文化財保護審議会として、祭りの本来の姿に戻してもらうような形でご意見を申しあげれば一番いいと思う。今日は委員が矢面に立ってしまい申し訳ないが、お願い申し上げます。

委員：拳母祭りのことで審議会に検討していただき感謝申し上げます。私の町に残っていた記録をたどると、平成8年に拳母祭りの保存会として岸和田のだんじりを見に行った。その年の拳母祭りで竹生町が「ぶん回し」を強行し、前の芯棒が折れたという事実が記載されており、初めに「ぶん回し」をやった町がわかった。私は現役を退いて30年になり、山車の運行などにはかかわっていない。祭りの山車の彫刻や、幕などについていろいろ指導しているので、顧問になっている。だから、なぜ事故が起こったのかと問われても、申し訳ないがお答えすることが難しい。どの町の会長（区長）もみんな熱心に若い衆への教育や指導をしようとしているが、なかなか話を聞いてもらえないのが現実だ。私も含めて文化の継承と教育の難しさを痛感している。

委員：山車を操る方法については、我々は無知。当該の事故のあった町の山車の技術的な改革は当然おやりになるだろうが、それを全部の山車に周知していかなければならない。前回、委員は各々の山車で技術が違っておっしゃっていた。それを事故がないように統一してどこかでコントロールしていかなければならないというのが今回の我々の反省事項だと思う。さらに事務局と相談しながら審議会として何とかしたい。それでは質問をどうぞ。委員のお立場が辛くて、一生懸命おやりになっているということを理解したうえでお願いしたい。

委員：死亡事故は今回だけではなく、過去に何回も色々な市町で起きており、その都度改良はされてきたと思うが、そういったものを踏まえて今回の事故の対策やマニュアルは作られていくのか。

事務局：保存会にお聞きしたところ、拳母祭りでは今回初めて死亡事故が起きた。隣の自治体では以前に起こっており、参考にして新しい運行方法のマニュアルを作っていくとおっしゃっていた。

委員：死亡というのは私の勘違いだった。死亡ではなくとも怪我というのは何回も起きている。けがというのは死亡の一手手前で運がよかったということだけだと思うが、その都度、今回と同じようなマニュアルの改良をしてきているのか。

委員：怪我は毎年あるが、大きな怪我はこれまでなかった。毎回毎回、どんなに強く注意しても若い衆には聞いてもらえない。特に町の方は商家さんが多い。その中で若い衆は小僧として外に出て修行をしてくる。そうすると鬱憤がたまってしまう、お祭りのときにお酒を飲んで、けんかをしたり、怪我をしたり、そんなことがずっとあった。だから私が現役の時から、親御さんにそういう話をし

てきた。今でも若い衆などにまちなかで会ったときには、おとなしい祭りをやらなければならないと伝えている。しかしなかなか、法被を着てしまうと気持ちが変わってしまう。それだけ、普段とお祭りの時とでは人間が変わってしまうので難しい。

委員：今回はまさに、通常の多くの小さなヒヤリハット（インシデント）があり、中には軽微な事故（アクシデント）があって、さらには重大な事故が起きた、まさにハインリッヒの法則そのものだった。日ごろから注意していないと、いずれ取り返しのつかないことが起きてしまう。保存会としては今までも注意を行ってきたが、うまくいかなかったということで、今回、これを機会に警察が入って厳しく対応してくれるのであれば、過去の小さな怪我、毎年起きていることまで徹底的に調べて、改善策まで追求してほしい。山車の上に乗って落ちたという事故もあるが、恐らく、昔は上に電線があり、それを避けるために乗ったのかと思うが、いまもそういう場所があるのか。

委員：ない。

委員：なければ、乗る必要がない。もし登るのであれば、高所作業に当たると思うので、仕事だったら命綱をつけなければならない。そういった安全の面からもしっかりと考えて警察などに指導していただきたいと思う。文化財としては、上に登らなければあんなに彫刻も欠けないし、屋根も傷まない。今回これを機会に仕切り直しをしてほしいと、市の方に要望する。

委員：私が現役の時は、高所作業の免許を持っていないと上に上がってはいけないというような取り決めがあった。

委員：今はどうか。

委員：今、私は現役を退き、山車の運行に関わっていないので、申し訳ないがどこまで話が浸透しているのか存じ上げない。一つの考え方として、命綱をつけて上に乗るとするのは昔はやっていた。結局は動きが不自由なので、だんだんつけなくなってしまうのではないかと思う。

委員：委員がおっしゃるように、今まではケンカや怪我など、武勇伝として語られてきたが、さすがに死亡事故を武勇伝として語っていくことはできない。警察から指導があったように、できるだけ具体的に、しっかりとしたマニュアルを作ってほしい。また、それが守られているのかチェックしないと作った意味がない。それは、そのマニュアルの中に、誰がどうチェックするか、それが守られなかったときにはどう対応するのか、というところまで含めて、マニュアルを作ってもらいたいと思う。そうしないと良くならない。どうやって守らせていくのかというところ、これが多分一番重要だ。

委員：委員がおっしゃるように、私が現役のときは、守らなかつたらもう山車を動かすなということで、止めてしまっていた。

委員：今回マニュアルを作るのであれば、そこまで書いてほしい。できなかつたら、次の年は祭りには参加できないようにする。それをしっかり守ってもらえるようにしてもらわないと、作る意味がない。また、委員がおっしゃられたように、上に乗る件についても、落ちて怪我をするのであれば、それは危険行為だから、やめさせたい。ぶん回しに関するだけでなく、今やっている危険な行為をすべて含めてこれからは改善してほしい。紙吹雪を撒くのも、それによって滑ったり、バランスを崩したりすることもあると思う。これがいい機会だと思って、しっかりとしたマニュアルをぜひ作っていただきたい。委員のような人が入って、声を大きくして若い人たちを指導してほしい。

委員：違反したらそこから車を動かさないと。それが一番いい。

委員：マニュアルを作る人がそれだけの認識があつて、やる気がある人じゃないといけない。これくらいならいいかと守れる範囲にしてしまつては意味がない。作る人がそういう意識を持って作ってもらいたい。

委員：事務局としても保存会に、審議会からの意見をお伝えしたいと思う。

委員：皆さんの心を結集した意見を保存会に伝えていきたいと思う。

(2) 博物館事業への寄附について

事務局：説明【資料3】

委員：大変ご奇恃な喜捨であるが、どうかこのご夫妻の意向を十分尊重して市の方でも運用されますように。教育という非常に幅の広いところのご希望のようなので、大切に使つていただきたい。

令和 年 月 日

豊田市文化財保護審議会

印

豊田市文化財保護審議会

印